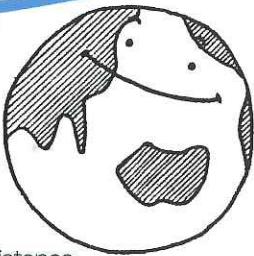


RIICC Newsletter



Osaka Jogakuin (Wilmina) University
Research Institute of International Collaboration and Coexistence



大阪女学院大学 国際共生研究所 <http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/RIICC>
540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54 e-mail: riicc@wilmina.ac.jp

October 29, 2012

- ・巻頭エッセー「保健・衛生分野を巡る国際協力の歴史と現状」 1
- ・研究所プロジェクト活動・最近の研究活動紹介
- Project 1 国際共生研究所 2012 年度 公開研究会
『人権と国際共生のありかた』 2-3

Project 2 研究会

- "Curriculum Design: Where Theory Meets Reality" 2-3
- ・連載シリーズ6 「核兵器廃絶への3つのアプローチ」 4
- ・書籍紹介 *Teaching the pronunciation of English as a lingua franca* 4

保健・衛生分野を巡る国際協力の歴史と現状

西井 正弘

国際保健・衛生分野の関心事である感染症の流入を防ぐ手段としての「検疫」(quarantine)は、今日重要な防疫措置と理解されている。沿岸国近海を外国船が航行する際の取締について、国際法は次のように規定する。沿岸国は、自国領海（領海の基線から 12 カイ以内）における外国船の通航に関して、国際法の規則に従った衛生上の法令を制定することができ、その違反を防止するため必要な措置をとることができる（国連海洋法条約 21 条・25 条）。また沿岸国は、自国の領海に接続する水域（領海基線から 24 カイ以内）で、同法令の違反の防止のため必要な規制を行うことができる（同 33 条）。沿岸国との間の防疫措置に、外国船舶は、国際協力として当然従わなければならないと考えられている。

しかし、他の国家が検疫措置への協力を抵抗なく受け入れてきたわけではない。歴史を振り返ると、ペストの流入防止に、アドリア海に面した小国が 30 日間の「検疫」措置を実施したのが最初（1377 年）とされる。14 世紀には、フランスがペスト患者の発生した船を港外に 40 日間停泊させ、乗組員や貨物の上陸を阻止した事例もある。19 世紀になると、コレラの進入防止のための検疫措置が各国でとられるが、それらの措置に対して、貿易や旅行の制限であるとして非協力的な国家も多かった。1851 年コレラ規制のためのパリ国際会議（12カ国）は、統一的な仕方で検疫を行うことには合意したが、採択された条約は未発効のままに終わった。1892年の国際衛生会議（International Sanitary Convention, ISC）で、感染症の規制を定めた条約が採択され発効した。しかし、国際衛生条約（ISC）は、「商業取引や旅行者の交通を無益に妨げることなく」コレラ流行中の間のみ、公衆衛生を保護するため共通の措置を設ける（前文）と述べており、国際貿易や旅行への妨害を最小限にしつつ、感染症の拡散から諸国を守ることを意図したものであった。国際衛生条約の下で各国のとる措置は、国際法が許容する範囲内の厳格な規則に限られ、諸国は国内に病気を持ち込むことを望まないが、それ以上に国境を越える物資の移動の停止を好まなかつたのである。

20 世紀に入ると、1902 年に米州で設置された国際衛生事務局（ISB）や、1907 年に欧洲で設置された国際公衆衛生事務局（OIHP）が登場する。前者は、米州の港や領域の衛生状態について報告を受理する権限が与えられたが、事務局固有の職員も施設もなく予算も限られており、米国公衆衛生局にその活動を委ねていた。

後者も、検疫による欧州諸国の保護に任務が限定されていた。保健問題に大きな転機をもたらしたのは、第一次大戦後の国際連盟期においてである。1921 年に連盟は、国際連盟保健機関（HOLN）を創設したが、活動費用がかさむことを国家代表は怖っていた。そのため HOLN は、ロックフェラー財團から多額の支援を受けていた。保健分野については、技術分野の協力や広範な種類の病気に関心が向けられ、そこに真の国際協力の利益が存在することは認められたが、諸国間の主たる関心は一致していなかったのである。

1946 年に創設された世界保健機関（WHO）は、発足当初においては保健分野に取り組む国際協力の最先端であると高く評価されたものの、1990 年代半ばまではその活動は、伝染病の撲滅以外消極的であった。その理由としては、1つは予算の問題があり、2つには加盟国の意向や事務局長のリーダーシップの問題があった。予算は、諸国の分担金による通常予算基金（RBFs）と各国の自発的拠金に基づく予算外基金（EBFs）から成り立つが、後者の割合が次第に増加し、2008-09 年予算では、前者は 23% 弱、後者は 77% に達する。自発的拠金を行う国家はその使途を特定しており、WHO の長期的な計画策定は次第に困難になっていた。

加盟国や事務局長の意向も WHO の活動に影響を与えた。1970 年代半ば以降、多数の新興諸国は、人道主義を掲げ、プライマリ・ヘルス・ケアの実現をめざし、関連する諸問題に幅広く取り組むと共に、政治的発言も相次ぎ、WHO の政治化が批判された。1980 年代半ば以降、WHO は世界銀行との協調（collaboration）の下、新自由主義思想の影響を受け、ヘルス・ケアへの各国政府の関与をできる限り減らすような政策をとっていた。ほとんどの諸国は、保健は各国の責任であると考えており、国際社会には限定的な役割を与えるだけであった。この点については、今日でも本質的な変化はないと思われる。

20 世紀末から、WHO は国際保健分野での自己の役割を強く主張するようになる。その成果が、ブルントラント事務局長の下で推進された 2003 年のたばこ規制枠組条約（FCTC）採択である。その成功要因は、多国籍たばこ会社（TTCs）の強い影響力に対抗して、多数のたばこ NGOs に准公式的地位を与え、条約の起草に大きな役割を与えたことである。多くのアクターの参加が認められるようになった現在、保健分野が「国際協力」ないしは「国際共生」のモデルとして発展することが期待される。

● 研究所プロジェクト活動・最近の研究活動紹介

Project 1 社会的公正に基づく共生の研究

国際共生研究所 2012 年度 公開研究会

『人権と国際共生のありかた』

報告者

香川 孝三

2012 年 7 月 18 日 (水) 於：本学

1 国際共生研究所では、国際共生とはなにか、国際共生を実現するにはどうすればいいかという問題の検討を重ねてきた。上記の研究会は人権を素材として国際共生のありかたを探ってみようという意図で開催された。2012年7月18日、約20名の参加者を得て、有意義な議論をおこなうことができた。

土佐弘之・神戸大学教授は「人権ギャップ維持／縮小の政治——交差的抑制に焦点を当てて」、川村暁雄・関西学院大学教授は「人権と国際共生」というテーマで報告された。

人権をめぐって格差（ギャップ）が国内だけでなく国々の間にも生じている。その要因は人種差別主義、性差別主義、グローバル資本主義、抑圧的権威主義体制、国内植民地主義（エスニシティ）等がある。この点については二人の意見は異なっていない。

それでは、それを縮減するための手段として何があるかで意見の違いがみられた。土佐説では、越境する人権活動、NGOらの運動、反レイシズム運動、マイノリティ権利擁護運動、民主化運動などをあげていた。つまり、差別を受けている者が差別に反対する運動を実施していくことを差別をなくすための戦術の中心に位置づけている。容易に差別はなくなるないので、その運動は永遠に継続していかざるをえないことを強調していた。のために運動を実施する者にとっては苦しい戦いになるし、疲労感を覚える戦いになるであろう。ここで、これを永続的革命という表現を用いていたことが印象的であった。

これに対して、川村説では、イエーリングの言葉を引用して法や権利の目標は平和であるが、その手段は闘争（権利のための闘争）であり、権利実現のために土佐説の言う闘争や運動が不可欠ではあるが、普遍的な基準や制度によって解決できるシステムが出来上がれば、その中で司法機関を通じて解決できる。たとえば国際的な人権の実施体制、つまり国際人権条約に基づく人権裁判所ができるとか、国内では人権を尊重し、人権侵害を否定する人権基本法を制定し、そのための司法制度を確立することが、それに該当する。これは闘争や運動によって獲得された内容を制度化することによって人々と処理していくルートが出来上がるることを意味する。しかし、現実には国内でも、国際的にもまだそこまでに至っていない。そこで闘争や運動がおこなわれざるをえない状況にある。

2 2人の話や参加者との質疑応答を聞いた感想を述べておきたい。

(1) 人権と国際共生はともにプラスのイメージでとらえられているが、人権問題は国際的な対立要因となっているのが現実である。たとえば、アメリカが中国の人権問題を外交交渉に利用していること、東南アジアの開発独裁体制の担当者がアジア的人権論を主張して、欧米の人権とは異なることを強調して、人権侵害を正当化していること等の事例がある。そこでは、人権が国際政治の中で自己の立場を強化するための道具として利用されている。別の言い方をすれば、人権を口実として国益を追求していると言えよう。

人権が100%尊重され、順守されている国はこの地球上には存在しないであろう。すべての国がなんらかの人権侵害問題を抱えている。中国の人権侵害を問題視しているアメリカでも様々な人権侵害問題を抱えている。開発独裁国も同様である。涙に傷を持つ國同士でお



土佐弘之 教授

Project 2 高等教育における英語教育の方法研究

研究会報告

2012 年 7 月 13 日 於：本学

Curriculum Design: Where Theory Meets Reality

Deryn P. Verity 本学教授

There is a well-known story about a man who visits Heaven and Hell; in the lower place, he sees people, hungry and frustrated, struggling to feed themselves with huge spoons. Upstairs, he sees happy and well-fed denizens using the same huge



spoons to feed each other.

To me, this story beautifully illustrates the importance of delivery—what is done with a tool cannot be separated from its material form and social function. Thinking about curriculum design in light of the story, I suggest that the way a curriculum is delivered is the nexus of theory (what are good design principles?) and reality (what are my learners actually learning?) Surrounded by good design nowadays, we accept that form and function are deeply interrelated. Good design invites the user to both explore and create ways that an object can be meaningful, useful, and innovative, individually (my spoon so big!) and at the level of community (what should I do with a spoon this big?).

As with any tool, a curriculum has both material (concrete, physical) functions and psychological (symbolic) functions. Physical functions are shaped, though rarely determined, by physical design (visualize a chopstick or a pen, both of which have graceful, purposeful shapes which influence their successful use for eating and writing). Psychological function arises

司会 香川 孝三 大阪女学院大学教授

講師

土佐 弘之 神戸大学教授 「ジェンダー平等と多文化主義」
 川村 晓雄 関西学院大学教授 「人権と国際共生」



たがいを非難しあっている状況が見えてくる。これでは国際共生は実現しない。

(2) 2人とも人権を獲得するために闘争や運動が必要なことを強調していた。人権概念は固定されたものではなく、歴史的に、また社会経済状況によって内容が変化していくものという前提があるように思った。生まれながらにして人間は平等であり、人権を持っているという考えが、普遍的な人権論の基礎にある。しかし、その人権の内容はどの時代によっても同じ内容を持つとはかぎらない。もし新しい人権の内容が承認されるにはなにが必要であろうか。そのため闘争や運動をおこして、より多くの人々の承認を得ることが必要である。それが法律によって権利として確定すればもっと内容がはつきりする。そこに至らなくても人権として保護を受けるには多くの人々の支持が不可欠である。人格権や環境権などの社会権と呼ばれる権利はそのような闘争や運動によって生まれてきた。

川村 晓雄 教授



(3) 闘争や運動によって生まれた人権を制度化することについて2人の意見は分かれていた。土佐説は制度化することによって腐敗や不正義が始まるので、制度化に不信感を持っていた。これに対して、川村説では、闘争や運動で得られた人権を制度化することによってルールに基づいて問題処理ができると評価している。しかし、川村説でも制度化を実現していない現状が認識されている。国内でも、国際的にも制度化が不十分であることを述べていた。したがって、理想としての制度化ができれば、人権に基づいて公正な国際秩序がうまれ、国際共生が可能な事態が生まれてくるという期待を抱かせる。しかし、現実はその段階に至っていない。

(4) 最後に川村説が述べた経済のグローバル化が何をもたらすかという視点は気になる問題である。世界中の消費者が人権侵害の共犯者になることが指摘されている。たとえばコンピューターに使われている希少金属が人権侵害のもとで生産されており、それを利用する者はその侵害に加担したことになる。知らない間に加担したことになる場合もある。この問題に対処するために、組織の社会的責任を問うISO26000、国連が主導するグローバル・コンパクト、NGOが提唱するSA8000などの規範が作成されている。それらの中に人権の順守が含まれているが、法的拘束力はなく、任意に順守することが期待されている規範にすぎない。しかし、世界共通の規範として制度化され、きわめてゆるやかな規範ではあるが、今後人類共通の規範として定着することが期待されている。

人は自己満足や自己確認のために自分より弱い立場にある人の人権を侵害しがちな存在ではあるが、それに対して問題提起をして人権擁護の闘争や運動する存在もある。現実は人権順守が不十分でありながらも、人権の順守という理想を求める動きもある。この現実と理想的の分離が人類の存続するかぎり継続するのであろう。国際共生への道のりは遠い。



from the meaning a community (an institution or a whole culture) places upon something; thus, a chopstick's pointy end suggests how to grab food. But it is broader cultural factors that shape the rule "only grabbing, not stabbing, is allowed." (In the US, there is no "don't stab" rule regarding chopstick use!)

interaction with real learners can provide valuable insight into how successful the basic structural principles are.

As an institution, a college needs to figure out what the meaningful intentions of its English curriculum should be. Just as children are trained in culture-specific ways to internalize the meanings, and display the accepted practices, of chopstick use, an educational institution must decide how best to train its participants—a term that includes both teachers and students—to internalize and display the meanings of the curriculum, which cannot be directly inferred from its content and its form.

Design is essentially dialectical: designs get better in theory by incorporating feedback from practical usage by actual users. A curriculum is not the same thing as a plan, a chart, or a map: it must be a living tool that changes in response to how things work in the actual classrooms and with actual teachers and learners.

Like spoons in the afterlife, a curriculum is fully realized only when everyone using it agrees that how it is used; its delivery is a crucial dimension of its design too.



連載シリーズ6「世界の潮流：核兵器のない世界」

黒澤 満

核兵器廃絶への3つのアプローチ

オバマ大統領が「核兵器のない世界」を提唱して以来、その目標は一般に受け入れられており、今はそれをどのように達成するかに議論が発展しており、最近の議論は以下の3つにまとめることができる。

第1は、核兵器禁止条約を作成するアプローチで、国際NGOがモデル核兵器禁止条約を発表しており、2008年にパン・ギムン国連事務総長が核軍縮の5項目提案の中で強く主張したことから、2010年の核不拡散条約再検討会議でも広く議論され、会議の最終文書で事務総長提案が言及されている。この会議で非同盟諸国は2025年までに3段階で核兵器を廃絶する行動計画を提案していた。また世界の元大統領などを含むグローバル・ゼロ委員会は、2030年までの4段階で全廃する提案を、平和市長会議は2020年までに廃絶する提案を行っている。生物兵器と化学兵器についてはそれらの禁止及び全廃を規定する条約がすでに存在しており、数カ国以外はすべて締約国となっている。現在、核兵器禁止条約を支持するのが146、どちらとも言えないのが22、反対が26カ国である。

第2は核軍縮への人道的アプローチで、対人地雷禁止条約やクラスター弾条約が安全保障の観点からではなく、人道の観点からアプローチして成功したこともあり、核軍縮にも適用すべきだと主張されている。スイスが2010年再検討会議で、核軍縮に人道的側面を持ち込むべきであると主張し、多くの国の賛同を得た。会議の最終文書は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的影響を持つので、国際人道法を常に遵守することを再確認している。この動きに大きく貢献しているのが赤十字国際委員会であり、総裁のケレンベルガーおよび代表者会議は、核兵器の使用は国際人道法と両立しないので、全廃すべきであると主張している。

第3は核兵器の非正当化(delegitimizing nuclear weapons)の主張で、核兵器を廃絶するためには核兵器を非正当化することが必要であることが専門家の間で主張されている。それは核兵器のもつ価値を剥奪するもので、核兵器の保有に当然付属すると主張されている核抑止としての有用性、名声、権威などを消滅させ、破壊するものである。たとえば広島の原爆投下が太平洋戦争を終結させたという神話を、歴史的事実からそれはソ連の参戦であったと訂正すること、多くの場合に核兵器は通常兵器による攻撃を抑止できなかった事実の列挙などが行われている。

これらの3つのアプローチは相互依存的であり、相乗的効果をもつものがあるので、同時に並行的に積極的に推進していくべきである。

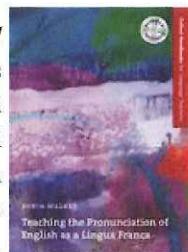
書籍紹介

Teaching the pronunciation of English as a lingua franca

Walker, Robin (2011). Oxford University Press

紹介者：Brian Teaman 本学教授

As a volume in the series of *Oxford Handbooks for Language Teachers*, this book demonstrates useful concepts and provides resources for teachers and administrators who are interested in learning about or applying *lingua franca* concepts to the teaching of pronunciation.



For those unfamiliar with the idea of English as a Lingua Franca (ELF), Walker defines it as "English taught to non-native speakers so that they can communicate principally with each other, usually in the absence of native speakers." ELF adherents point out that even so-called native speakers are often mutually unintelligible which leads one to question whether the native speaker is actually the best model for language learners.

The book consists of six chapters, three appendices and an audio CD. Chapter 1 serves as a general introduction to ELF with a focus on the history of the concept and a look at three important issues that are foundational to ELF: variation, accent and intelligibility. Also in the first chapter is a comparison of three different approaches to pronunciation: the standard native speaker, the single world standard, and ELF based on the Lingua Franca Core (LFC). Chapter 2 describes the LFC in an attempt at defining target sounds central to ELF. Chapter 3 outlines ten concerns about ELF and attempts to answer these concerns by describing six benefits of ELF. Chapter 4 provides helpful techniques and materials for teaching ELF pronunciation. Chapter 5 demonstrates ELF concepts for ten languages written by experts for each language. The Japanese section (pp. 114-118) covers pronunciation difficulty for Japanese speakers and how ELF thinking applies to them. Chapter 6 considers ELF planning and assessment as a further aid for teachers and curriculum developers. The CD has 20 tracks of spontaneous monologues and dialogues of ten different speakers. This is followed by ten tracks of the ten different speakers reading the same passage. The three appendices include transcripts and pronunciation notes for the audio included on the CD. The CD and appendices are important resources that will serve as an excellent reference for considering ELF principles for pronunciation by using actual data. The applicability of ELF to Japan is not a given in all contexts, but ELF thinking certainly contributes some useful principles worthy of any program making this a valuable book for all to read.

編集後記

今年のノーベル平和賞は欧州連合(EU)が受賞した。受賞理由は欧州の平和と和解、民主主義への貢献。今、日本を取り巻く情勢は厳しい。東アジアが共生・協同を図る平和の理念で平和賞を受賞できる日を待ちたい。(く・て・な)